

○（牧田議長） はい、それでは（２）。産業廃棄物処理施設建設に伴う河川占用許可申請の経過について説明をお願いします。

○（塩谷建設課長） はい。

○（牧田議長） 建設課長。

○（塩谷建設課長） それでは私の方から産業廃棄物処理施設建設に伴う河川占用許可申請の経過についてご説明させていただきます。

まず説明の趣旨ですが、現在早来北進地区に計画されている産業廃棄物処理施設に関連し、普通河川北進２号川に対して浸出水の処理水を放流するため、株式会社リブロックが河川協議を行っている事については、平成２８年１０月２６日に開催された第８回安平町議会臨時会において行政報告をさせていただき、平成２９年６月２１日の全員協議会では産業廃棄物処理施設の建設に係る経緯のご説明の中で河川協議の経過について建設課よりご報告をさせていただきました。株式会社リブロックについては、令和２年に大栄環境グループの傘下に入り、その後DINS北海道株式会社に移行したところですが、河川協議についてはDINS北海道に引き継がれ、現在安平町普通河川管理条例第８条第３号の許可申請書の提出があった事から、これまでの経過を踏まえてご報告するものです。

次に経過の説明ですが、おさらいという事で冒頭説明しました平成２８年第８回臨時会の行政報告と平成２９年全員協議会の当時の資料を添付しているのをご覧いただきたいと思います。その前に今回説明資料を事前に送付させていただきましたが、別紙資料の１と２に添付されている図面が不鮮明で見づらいというご意見がありましたので別冊でご用意しましたので図面についてはそちらをご覧いただきたいと思います。

まずは平成２８年の行政報告ですが、別紙資料１をご覧下さい。表紙の裏面に赤色で囲っている部分が河川協議に関する報告となります。詳細については割愛しますが、浸出水の処理水の放流方法について協議した事が記述されております。河川協議をするにあたり、詳細の設計や図面を示さず放流方法と放流箇所について協議を申し込まれたわけですが、通常はあり得ない事ですが、産業廃棄物処理施設として北海道の許可を得るために中身の無い協議を強引に進めようとしていました。

次に平成２９年の全員協議会については別紙資料２をご覧下さい。全員協議会ではリブロックとの河川協議の経過を一覧表でご説明させていただきました。河川協議に入る前に基本的事項を確認する事前協議を７月

22日に行い、8月24日に第1回目となる河川協議を行っております。翌年の2月28日に第5回目の河川協議を行い、4月24日まで修正作業がありました。この流れからいくと河川占用の許可申請書については提出するのみという事になりますが、町として住民の同意がなければ受け取らないという事をリブロックに伝え、その事についてはリブロックも理解していたようですが、その後住民説明会を開催するなどの動きがありませんでしたし、胆振東部地震の混乱もあり、しばらくは町に接触する事はありませんでした。

続きまして2番目のD I N S 北海道株式会社の河川占用許可申請に係る経過についてご説明します。別紙資料3をご覧ください。先程までは株式会社リブロックとの河川協議の経過についてご説明しましたが、こちらは株式会社リブロックからD I N S 北海道株式会社に移行した後の話となります。

昨年7月に会社の称号が株式会社リブロックからD I N S 北海道株式会社に変更となり、私の所にも8月5日に会社が変わったと挨拶に来ておりましたが、その後今年に入って3月8日に河川占用許可申請書を持参してきましたが、その日は私が3月定例会に出席していた事から対応した職員が後日にしてほしいと伝えたところ、相手方から都合の良い日について連絡がほしい旨言伝がありました。翌日の9日、取締役にて電話をしたところ、河川占用許可申請書を提出したいとの内容であった事から現在まで申請書を受け取らなかった経緯を説明しまして、理解を得ました。3月10日D I N S 北海道の代理人となる弁護士と相談して申請書を受理及び審査してもらえよう要請書を提出したいとお話がありましたので、要請書については受け取るけれども、まずは住民の理解を得る事が先決である旨を伝えております。

3月24日にはD I N S 北海道の代理人である石井義人法律事務所から配達証明郵便が届きました。内容は、町長には申請書類や届け出書類の受理、または不受理に関する裁量権はない。申請書が到達次第行政手続条例に従って審査を開始し、要件を満たすと判断した時は速やかに許可をするようお願いする。当社は今後も周辺住民等に当社事業に対するご理解をいただくため、必要に応じて説明会等を実施していく方針に変わりはない。許可申請等の要件とはならない事由を理由として許可申請書等の不受理や審査の滞留等が生じる事のないよう、本書をもって改めて要請する。と言ってきました。特に注目すべきはアンダーラインが引いてある所ですが、今後も、とか、必要に応じて説明会等を実施していく方針というところですが、町が説明会を要請しても公に説明会が開催さ

れる事はなく、必要に応じてという事なので建設を始める前に説明会等は行われたいという事も考えられるという事になります。同日、町の顧問弁護士に相談をし、受け付けしないで内容を確認の後、町の考えを付して返送するという町の方針を立てました。翌25日にD I N S 北海道の代理人である石井義人弁護士より許可申請書が届きました。

4月2日ですが、町の方針としては住民の理解を得る事が先決である旨を付して返送する予定でしたが、申請書に添付すべき関係図書がリブロックとの協議に比べ4分の1程度しか添付されておらず、リブロックが行ってきた河川協議内容をD I N S 北海道株式会社が継承しているのか疑義が生じたため、その事を理由に申請書を返送する事としました。顧問弁護士にはD I N S 北海道の代理人である石井義人弁護士に対して許可申請書を返送するにあたり、公文書の内容について確認をしております。顧問弁護士からは最初の対応としては問題ないとの事でしたが、住民同意を必要とする法的根拠を示すよう要求がある可能性について指摘がありました。その後、決裁等を介して4月8日にD I N S 北海道の代理人である石井義人弁護士に対して許可申請書を返送しています。

6月2日に相手方の弁護士から再度配達証明郵便が届きました。郵便の内容は審査等を行う事なく一方的に返送してきた安平町行政手続条例上内容に不備がない限り、遅滞なく審査を行わなければならない、申請書を返送する事は認められていない。返送の際に求められた従前の協議資料の変更点を整理し、別便で許可申請書を送付する。標準処理期間について回答する事。相当期間が経過して許可されない場合、或いは再び返送された場合は行政事件訴訟法に基づく不作為の違法確認や国家賠償法に基づく損害賠償請求を提起するとの事でした。

6月3日、改めて河川占用許可申請書が届きました。前日の配達証明郵便に返送の際に求められた従前の協議資料の変更点を整理とありましたが、変更点を整理した一覧表のようなものがありましたが、こちらが求めているような申請書ではありませんでした。同日、理事者及び関係課で今後の対応を協議しています。

6月8日、相手方から標準処理期間について回答を求められていたので回答文を作成し、顧問弁護士に相談しております。回答文としては安平町行政手続条例第6条の標準処理期間は努力義務規定であり、申請内容に応じて審査及び許可をしている事から標準処理期間を定めていないと回答する事としました。

6月21日は回答文の決裁等を介して代理人弁護士に回答書を送っております。回答文には併せて株式会社リブロックからD I N S 北海道株式

会社へ移行した際に、商号変更について正規の説明を受けていなかった事から同一法人か確認するため、D I N S 北海道株式会社に対して登記簿等による証明を求めています。

7月5日、D I N S 北海道の代理人により登記簿が届きました。通知書には本件許可申請書の審査にあたって産業廃棄物処理施設への賛否と本許可申請と直接関係しない事項を考慮して審査期間を長期化し、或いは不許可処分等をする事の無いよう念のために申し添えます、という一文が付されておりました。

7月14日D I N S 北海道より提出があった申請書に添付すべき図書が不足していたため、補正を求める行政処分、行政指導文書及び申請書についてD I N S 北海道の代理人弁護士に送付しました。

今回、安平町普通河川管理条例施行規則第7条及び安平町行政手続条例第7条に基づき申請書の補正を求めたわけですが、相手方から補正した申請書が再度送付された場合は、そのまま審査を続ける事になります。本日は株式会社リブロック及びD I N S 北海道との河川協議、そして安平町普通河川管理条例第8条第3号の許可申請に至るまでの経過についてのみご説明をさせていただきました。この先進展があれば都度行政報告などでご報告をさせていただきたいと考えています。以上で説明を終わります。

- （牧田議長） はいご苦労様でした。説明が終わりましたので質問をお受け致します。
- （吉岡議員） はい。
- （牧田議長） 吉岡議員。
- （吉岡議員） まず確認したい事があるのです。2ページに行政報告の3分の2と書いてあるところですが、ここに前段に色々書いてありますが、要するに北海道知事が許可するにあたって継続審査となっている事が3つあると言っていますね。その内の3つ目はこれ環境保全協定を締結するという事ですから、公害防止協定を結べという指示があつて、それを町の方では拒否しているという形になっていますが、私が確認したいのはこの1つ目と2つ目なのです。1つ目の所に搬入道路について通行確保の見込みが示すと、つまり簡単に言えば搬入する時の法律上の事がクリアされているかって事です。ここには都市計画法とか建築基準法とか

2つ法律が載っていますが、要するに産業廃棄物を搬入する時に、目下その点について法律上の継続審査という事になっていると。

それからもう1つは一部町有地を通過すると。この点についても土地の所有の承諾が必要だと書いてあるのです。その法律の名前もここに書いてありまして、処理水の見込みの事です。ここには普通河川管理条例と一応3つ法律が書いてあります。実は改めて確認したいのは、私なりの理解としてとりあえずこの時点で瀧町長時代の時点で法律上対立しているのは3つの法律。内容としては搬入道路を合法的に通れるかどうか、2つ目は処理水を流せるかどうか、川にですね。そこが法律上の問題と、いわば論点としてあるのだと理解していました。ところが、先日請願出された女性の方が議員と語る会という会を開きまして、住民が二十数名参加しました。その時に私は簡単に言えば法律的にはもうどうしようもないんだと、もう間に合わないとの趣旨の発言に対して、多少やり取りありました時に、役場のここにも名前が書いてありますから言って差し支えないと思いますけど、担当課の村山氏がこう言っているのです。法律上、つまりもう遅いというのは法律的に全部クリアした時にもう遅いというのだと。ところが実際は50%から60%ぐらいしか法律をクリアしていないのだというような事を言いまして、色々法律を並べて言っていました。

そこで確認したいのは、瀧町長時代ですが、法律上問題になっているのは搬入する時の許可の時の法律の問題と、それから放流水を流す川の利用の問題ですね。ここに法律の問題がありますね。ここに書いてあるのは法律3つだけです。他の様々については既にクリアしていると思っていますのですけれども、更にその後情勢が変わっていますが、とりあえずこの時点で法律クリアしなければならないのは3つのはずだけでもその辺はどうなのでしょう、それで宜しいですか。

- （村山税務住民課主幹） はい。
- （牧田議長） 税務住民課主幹。
- （村山税務住民課主幹） 説明させていただきます。先日私の方からご説明させていただいたものに関しては、今現在の全ての状況に関して許可及び承諾を得なければいけない部分として説明させていただきました。この平成28年10月においては、廃棄物処理法上の許可申請に対するクリアしなければいけない事項について、ここは述べております。ですので、

この1番にあります搬入道路、要は許可申請書を出すにあたって道路を確保されていない状況で、まず許可申請書をこの時点を出して、その部分に関しても廃棄物検討会及び専門委員会において搬入道路を確保できていないこの申請についてどうなのだろうという議論をされています。その部分についてここにまず書かれているところです。そして都市計画法及び建築基準法も廃棄物処理法上の施設を設置するにあたり、水処理施設並びに管理棟を建設するにあたり、これらの法規的にどういうふうな許可申請の見込みになるかという所がまずここに明記されている部分です。

それと付随して2つ目という所である放流先についても、施設を運営するにあたり、放流先がなければ放流できないという所があるので、廃棄物処理法上直接的な許可要件の対象にはならないのですが、放流先はどういうふうになっていますかという事で検討会及び専門委員会で述べられていますので、その部分については述べています。

3つ目についても、本来であれば廃棄物処理法並びに北海道の循環型社会推進条例において、事業者が施設を設置するにあたり、本来であれば住民説明をし、並びに公害防止協定の前段階を結ぶ条項をした上で初めて事業計画書を出す図を北海道は提示してあります。その部分において検討委員会でも公害防止協定についてどのような状況になっていて、どのような見込みになっていますかという事を専門委員会並びに検討会で議論されているところです。

先日吉岡議員が言われています法令的等という事を私あの法令的だけとは言っていないので、その他も含めた形でクリアしなければいけない事項としてご説明したのに関しましてはこの部分に関して述べています廃棄物処理法上の皆さん議員さんもおられますので、この機会にご説明したいと思いますが、まず廃棄物処理法上の許可申請については、あくまでも廃棄物を入れる器の許可という形になりますので、廃棄物処理法上の許可が下りたからといって全てが建設できるというわけではないので、あくまでも廃棄物を器の中で廃棄物を処分できる規定になっているか、なっていないかを審査する法律の中の許可が下りているという事がまず1つです。

続きまして、ここにも出ている宅地造成規制法の関係については、あくまでもこの部分に関して造成規制区域内において宅地造成に関する工事をする場合に必要な許可となります。

その部分と次に都市計画法として先程述べました水処理施設・事務所並びに経路上などの建築物、それを建てるための用途の新築または用途